



[2006.11.15 <TOPICS>

] 労災(労働者災害補償保険)認定について
- 2006.11.7、北海道佐呂間町若佐地区、竜巻事故 -

11月7日午後、北海道佐呂間町若佐地区において、国内最大規模の竜巻が発生し、付近のトンネル工事を請負っていた大手ゼネコンなど3社のプレハブ工事事務所や宿舍などがなぎ倒され、9人が死亡、負傷者23名を出した大惨事が起こったことは記憶に新しいことかと思います。このような事故が発生した場合、果たして労働者災害補償保険(以下「労災」とする。)認定がなされるのかどうかについて検討してみたいと思います。

ご存知のとおり、業務上の災害(労災)が認定される要件としては、業務遂行性および業務起因性が認められなければなりません。今回の事故の場合、まさに業務中(工事の打ち合わせをしていた)であり、業務遂行性については問題がないように思います。しかし、業務起因性についてはどうでしょうか？

一般的に天災地変による災害で死亡または負傷した場合、それが業務中であったとしても、業務起因性は認められません。なぜならば、天災地変は事前に予測することができず、不可抗力で発生するものであり、その危険性については、事業主の支配下にあるかどうかに関係なく、等しく危険が内在している以上、事業主にその責任を負わせることは適当ではないからです。ただ、天災事変の場合であっても、業務起因性が認められる場合もあり、それは、会社の設備や環境の欠陥などが原因となっており、災害との間で相当因果関係があると認められるときは、業務起因性が認められます。今回元請である大手ゼネコンは、工事事務所や宿舍に欠陥などはなかったと早々に表明しています。

ところで、過去に天災地変による災害で労災認定された事例があるかどうかを調べてみますと、台風による漁船の遭難、雪崩による鉱山労働者の死亡、台風による宿舍倒壊による死傷、他多数が業務上と認定されています。また、突風により足場が倒壊したためと職が死亡した例も、業務災害と認定されています。

実は、「天災地変による災害」について、昭49.10.25 基収第2950号(通達)があります。これによると、後段の部分の記述に次の見解があります。

「たまたま生じた天災地変が契機となって家屋の倒壊等を生じせしめた場合は、業務起因性の反証事由としての「天災地変」というべきでなく、天災地変を契機として当該家屋等に内在した危険が現実化したとみるのが妥当である」。これらは要するに、業務に随伴する危険が天災地変に誘発されて具現化したものであって業務との因果関係があり業務起因性が認められた例であるといえます。

今回のケースは最終的には、さらなる詳細な調査が行われた後に、労災認定がなされるかどうかの判断が下ることになると思いますが、場合によっては、無条件に遺族補償などの給付が行われることも十分ありえます。亡くなられた遺族の方にはまことにお気の毒であり、こういったケースが天災事変であることを理由に労災不支給となってしまつては、法の正義に反すると思いますし、そもそも労災の立法趣旨は「労働者保護」なので、その立法趣旨からいっても、適正かつ迅速に労災支給がなされることを望むばかりです。